

## 介護用品支給事業のあり方について

### (1) 介護用品の支給制度概要

- ・目的  
在宅要介護者を介護している者に対し、紙おむつその他の介護用品の購入に要する経費の一部を助成することにより、高齢者及びその家族の身体的、精神的及び経済的負担の軽減を図ることを目的とする。
- ・対象者
  - 1 要介護状態区分4以上の認定を受けた市民
  - 2 要介護者と同居し、生計を一にし、現に要介護者を介護している者で市民税非課税世帯である者
- ・支給内容
  - 1 紙おむつ、尿取りパッド、防水シーツ、使い捨て清拭用品及び使い捨て手袋
  - 2 1人あたりの助成限度額は54,000円（1月あたりの支給額6,000円）  
申請・支給は7月から開始し、3月分までのクーポン券を支給

### (2) 前年度までの支給実績

事業年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
実績額	1,181 千円	1,028 千円	1,175 千円	1,019 千円
利用者	31人	27人	28人	28人

### (3) 制度継続の経緯

- ① 平成15年度 事業開始
- ② 平成18年度 地域支援事業における任意事業として位置付け
- ③ 平成27年度～平成29年度（第6期介護保険事業計画期間）  
原則として任意事業の対象外とした上で、平成26年度時点で当該事業を実施していた場合に限り、当分の間実施して差し支えない取扱い（「地域支援事業充実分に係る上限額の取扱い及び任意事業の見直しについて」（平成27年厚生労働省事務連絡）及び平成27年度改正「地域支援事業の実施について」（平成18年厚生労働省通知。以下「通知」という。）による。）により継続
- ④ 平成30年度～令和2年度（第7期介護保険事業計画期間）  
上記③に加え、（1）高齢者の個別の状態を踏まえて適切に用品を支給する取組をおこなっていること、（2）地域包括支援センターの運営や任意事業における各事業の課題を把握し、その対応方針を検討していること、（3）各事業の課題を踏まえ、低所得世帯等への影響も考慮しつつ、任意事業としての介護用品の支給に係る事業の廃止・縮小に向けた具体的方策を検討していることを要件に実施して差し支えない取扱い（平成30年度改正通知による。）により継続
- ⑤ 令和3年度～令和5年度（第8期介護保険事業計画期間）  
上記③及び④に加え、（1）年間6万円の支給上限を設けること、（2）新規利用者については、高齢者の個別の状態を踏まえて必要な者に支給することを要件に実施して差し支えない取扱い（「任意事業における介護用品の支給に係る事業の取扱いについて」（令和2年厚生労働省事務連絡）による。）により継続
- ⑥ 今後について  
今後、地域支援事業交付金の対象外となった場合は、一般財源へ変更した上で、現在の助成額を維持して継続する。本事業は在宅介護を支援するものであり、給付費の抑制にもつながるため。